

## 避難勧告等の判断基準の改定等について

### 1 主旨

令和元年台風第19号の対応に関する「風水害対策総点検を踏まえた取組み」及び「令和元年台風第19号に伴う上野毛・野毛地区、玉堤地区における浸水被害の検証について（最終報告）」を踏まえ、避難勧告等の判断基準を改定するとともに、区における水位周知河川の指定・運用開始を踏まえ、新たな避難勧告等の判断基準を策定したので報告する。

### 2 経過

平成28年	9月	避難勧告等の判断基準策定・公表
平成29年	1月	地域防災計画〔平成29年修正〕反映
平成31年	4月	都が世田谷区にかかる都管理河川、谷沢川、丸子川、呑川の3河川を水位周知河川に指定(※1)
令和元年	7月	警戒レベル導入に伴う、避難勧告等の判断基準の改定 (記載修正)
令和2年	5月	風水害対策総点検を踏まえた取組み報告
	10月	谷沢川、丸子川、呑川の3河川全てで、水位観測運用開始(※2) 令和元年台風第19号に伴う上野毛・野毛地区、玉堤地区における浸水被害の検証について（最終報告）

#### 【水位周知河川】

(※1) 洪水予報河川(多摩川(国管理)、野川・仙川(都管理))以外の河川で、氾濫のおそれがある河川の水位情報を住民に提供する河川のこと。水位周知河川は、洪水予報を行う時間的余裕がないため、あらかじめ定めた氾濫危険水位に達したときに、都が「氾濫危険情報」を発表する。水位周知河川は避難勧告等の発令対象となり、発令基準を設定することとされている。

(※2) 都は、水位観測基準地点において、水位計並びに監視カメラを設置し、水位データ視認による監視が可能な体制にて運用を開始した。

### 3 避難勧告等の判断基準改定内容

別紙「世田谷区における避難勧告等の判断基準（改定版）」

※現在、修正手続き中の世田谷区地域防災計画〔令和3年修正〕(案)に反映する。

### 4 今後のスケジュール（予定） ※世田谷区地域防災計画修正スケジュール

令和2年	11月	避難勧告等の判断基準（改定版） 策定・公表
	12月	災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会にて計画（案）報告
令和3年	1月	防災会議にて計画（案）審議・決定
	2月	災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会にて計画報告
	3月	計画公表

### 5 その他

特別委員会報告後、準備が整いしだい区ホームページ等で周知する。

世田谷区における避難勧告等の判断基準（改定版）

1 河川氾濫による避難勧告等の判断基準

(1) 多摩川の洪水に伴う避難勧告等の判断基準

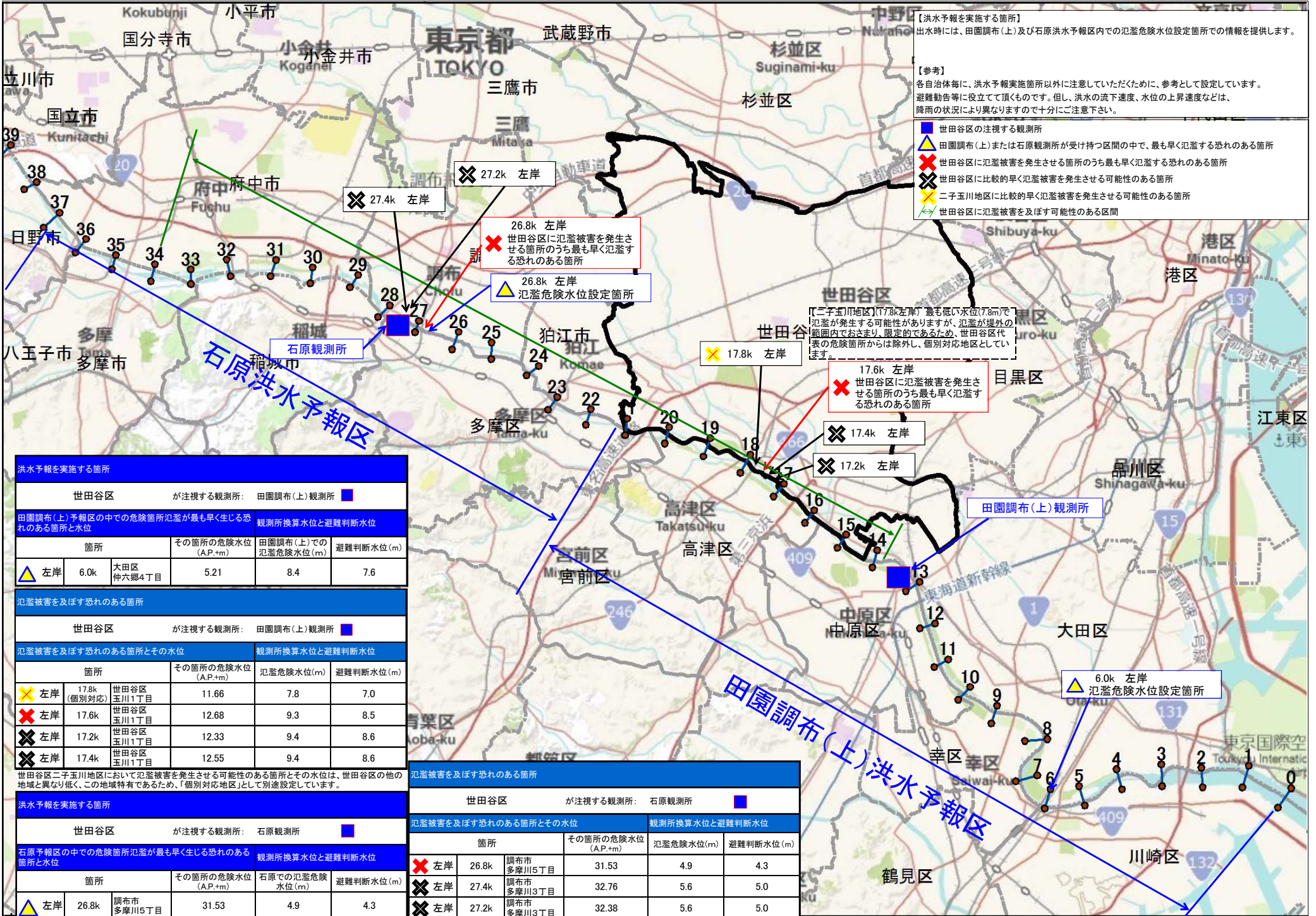
区分	判断基準	観測所 （【】内は氾濫被害を及ぼす おそれのある箇所）	左の観測所における水位	避難勧告等 対象地域 （下記記載の地域全域）
避難準備・高齢者等避難開始 【警戒レベル3】	世田谷区が注視する観測所の水位が避難判断水位に達して氾濫警戒情報【警戒レベル3相当情報】が発表され、さらに水位の上昇が予想される場合等	石原水位観測所 （調布市）【26.8k 左岸】	避難判断水位 4.30m	多摩川洪水浸水想定区域
		田園調布(上)水位観測所 （大田区）【17.6k 左岸】	避難判断水位 8.50m	多摩川洪水浸水想定区域
		田園調布(上)水位観測所 （大田区）【17.8k 左岸】	避難判断水位 7.00m	玉川1丁目1～11番 玉川3丁目1、3番
<p>の判断基準到達などの前においても、災害対策本部が設置され台風接近・通過前日までに水害時避難所(第1次)を開設する場合で、かつ、今後さらに大雨警報(浸水害)や多摩川の洪水警報の発表が予想される場合。なお、発令にあたっては、公共交通機関の運行状況や暴風雨、夜間等の時間帯を考慮する。</p>				
避難勧告【警戒レベル4】	世田谷区が注視する観測所の水位が氾濫危険水位に達して氾濫危険情報【警戒レベル4相当情報】が発表され、さらに水位の上昇が予想される場合等	石原水位観測所 （調布市）【26.8k 左岸】	氾濫危険水位 4.90m	多摩川洪水浸水想定区域
		田園調布(上)水位観測所 （大田区）【17.6k 左岸】	氾濫危険水位 9.30m	多摩川洪水浸水想定区域
		田園調布(上)水位観測所 （大田区）【17.8k 左岸】	氾濫危険水位 7.80m	玉川1丁目1～11番 玉川3丁目1、3番
<p>の判断基準到達などの前においても、世田谷区に大雨警報(浸水害)・多摩川の洪水警報が発表されている状態で多摩川流域に大雨が降り続く等、多摩川の水位上昇が見込まれ、多摩川洪水浸水想定区域内で内水氾濫による浸水のおそれがある場合</p>				
<p>多摩川の樋門・樋管の閉鎖前、閉鎖後にかかわらず多摩川の水位上昇に伴い、多摩川洪水浸水想定区域内で内水氾濫による浸水が発生した場合</p>				
避難指示(緊急) 【警戒レベル4】	区内で氾濫を及ぼすおそれのある箇所において、多摩川の水が越水・溢水するおそれが高いと、世田谷区が注視する多摩川の水位観測所の水位から判断した場合			
	多摩川の堤防において異常な漏水の進行や亀裂・すべり等により堤防決壊のおそれが高いと国土交通省から通報があった場合（区が確認した場合も発令する）			
	多摩川に流入する樋管・樋門において、機能支障等により操作できない場合			

区分	判断基準	観測所 （【】内は氾濫被害を及ぼす おそれのある箇所）	左の観測所における水位	避難勧告等 対象地域 （下記記載の地域全域）
災害発生情報 【警戒レベル5】	堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合（氾濫発生情報等により把握できた場合）			

避難指示（緊急）は、緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令

< 避難勧告等の解除の判断基準 >

区分	判断基準
解除	<p>避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の水位観測所の水位が避難判断水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報（浸水害）の解除や上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、内水氾濫による浸水の発生状況等も考慮して解除するものとする。</p> <p>また、堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合の解除については、多摩川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。</p>



洪水予報を実施する箇所				
世田谷区		が注視する観測所: 田園調布(上)観測所 ■		
△ 左岸	6.0k	大田区 仲六郷4丁目	5.21	7.6

氾濫被害を及ぼす恐れのある箇所				
世田谷区		が注視する観測所: 田園調布(上)観測所 ■		
観測所換算水位と避難判断水位		観測所換算水位と避難判断水位		
箇所	その箇所の危険水位 (A.P.+m)	氾濫危険水位(m)	避難判断水位(m)	
✖ 左岸	17.8k (個別対応)	世田谷区 玉川1丁目	11.66	7.0
✖ 左岸	17.6k	世田谷区 玉川1丁目	12.68	8.5
✖ 左岸	17.2k	世田谷区 玉川1丁目	12.33	8.6
✖ 左岸	17.4k	世田谷区 玉川1丁目	12.55	8.6

世田谷区二子玉川地区において氾濫被害を発生させる可能性のある箇所とその水位は、世田谷区以外の地域と異なり低く、この地域特有であるため、「個別対応地区」として別途設定しています。				
洪水予報を実施する箇所				
世田谷区		が注視する観測所: 石原観測所 ■		
観測所換算水位と避難判断水位		観測所換算水位と避難判断水位		
箇所	その箇所の危険水位 (A.P.+m)	石原での氾濫危険水位(m)	避難判断水位(m)	
△ 左岸	26.8k	調布市 多摩川5丁目	31.53	4.3

世田谷区				
世田谷区		が注視する観測所: 石原観測所 ■		
観測所換算水位と避難判断水位		観測所換算水位と避難判断水位		
箇所	その箇所の危険水位 (A.P.+m)	氾濫危険水位(m)	避難判断水位(m)	
✖ 左岸	26.8k	調布市 多摩川5丁目	31.53	4.3
✖ 左岸	27.4k	調布市 多摩川3丁目	32.76	5.0
✖ 左岸	27.2k	調布市 多摩川3丁目	32.38	5.0

(2) 野川・仙川の洪水に伴う避難勧告等の判断基準

区分	判断基準
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	大沢池上(三鷹市)の基準点において都の設定する基準(氾濫危険水位)を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合
【警戒レベル4】 避難勧告	大沢池上(三鷹市)の基準点において都の設定する基準(氾濫危険水位)を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、鎌田橋野川、鎌田橋仙川いずれかの基準点において都の設定する基準(氾濫危険水位)を超過した場合 鎌田橋野川、鎌田橋仙川いずれかの基準点において都の設定する基準(氾濫危険水位)を超過し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合
【警戒レベル4】 避難指示(緊急)	「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、水位が天端まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合
【警戒レベル5】 災害発生情報	堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合(把握できた場合)

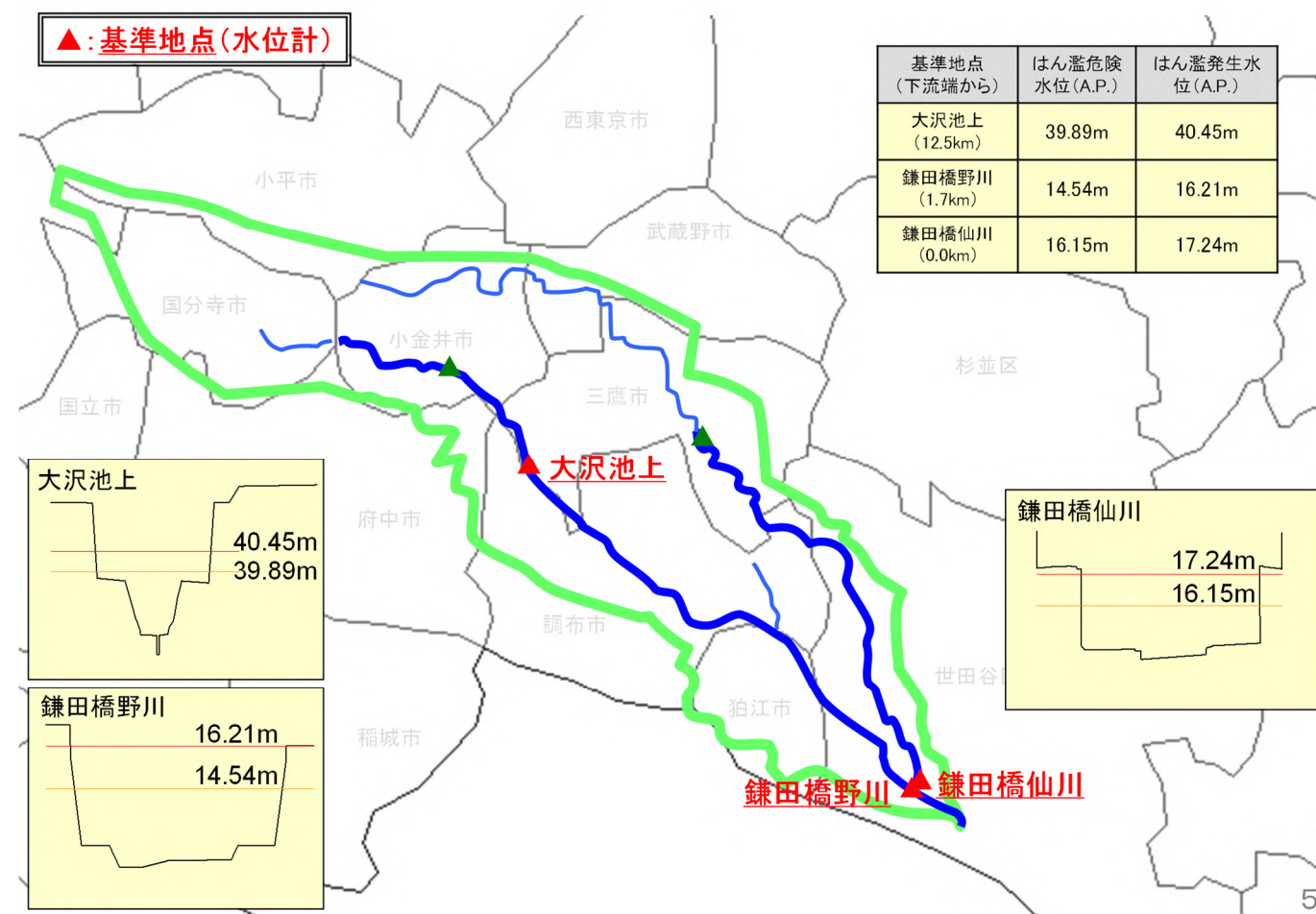
野川・仙川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。

避難指示(緊急)は、緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令

避難勧告等対象地域：野川・仙川洪水浸水想定区域全域

< 避難勧告等の解除の判断基準 >

区分	判断基準
解除	避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の基準点の水位が避難判断水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報(浸水害)の解除や上流域での降雨がほとんどない場合を基本として、内水氾濫による浸水の発生状況等も考慮して解除するものとする。 また、堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合の解除については、野川・仙川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。



# 新規

## (3) 丸子川・谷沢川・呑川の洪水に伴う避難勧告等の判断基準 丸子川

区分	判断基準
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	丸子川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合
【警戒レベル4】 避難勧告	滝ノ橋基準点の水位が「氾濫危険水位」(洪水特別警戒水位)(10.63m)に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合
【警戒レベル4】 避難指示(緊急)	「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、滝ノ橋基準点の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合
【警戒レベル5】 災害発生情報	越水・溢水が発生した場合(把握できた場合)

丸子川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。

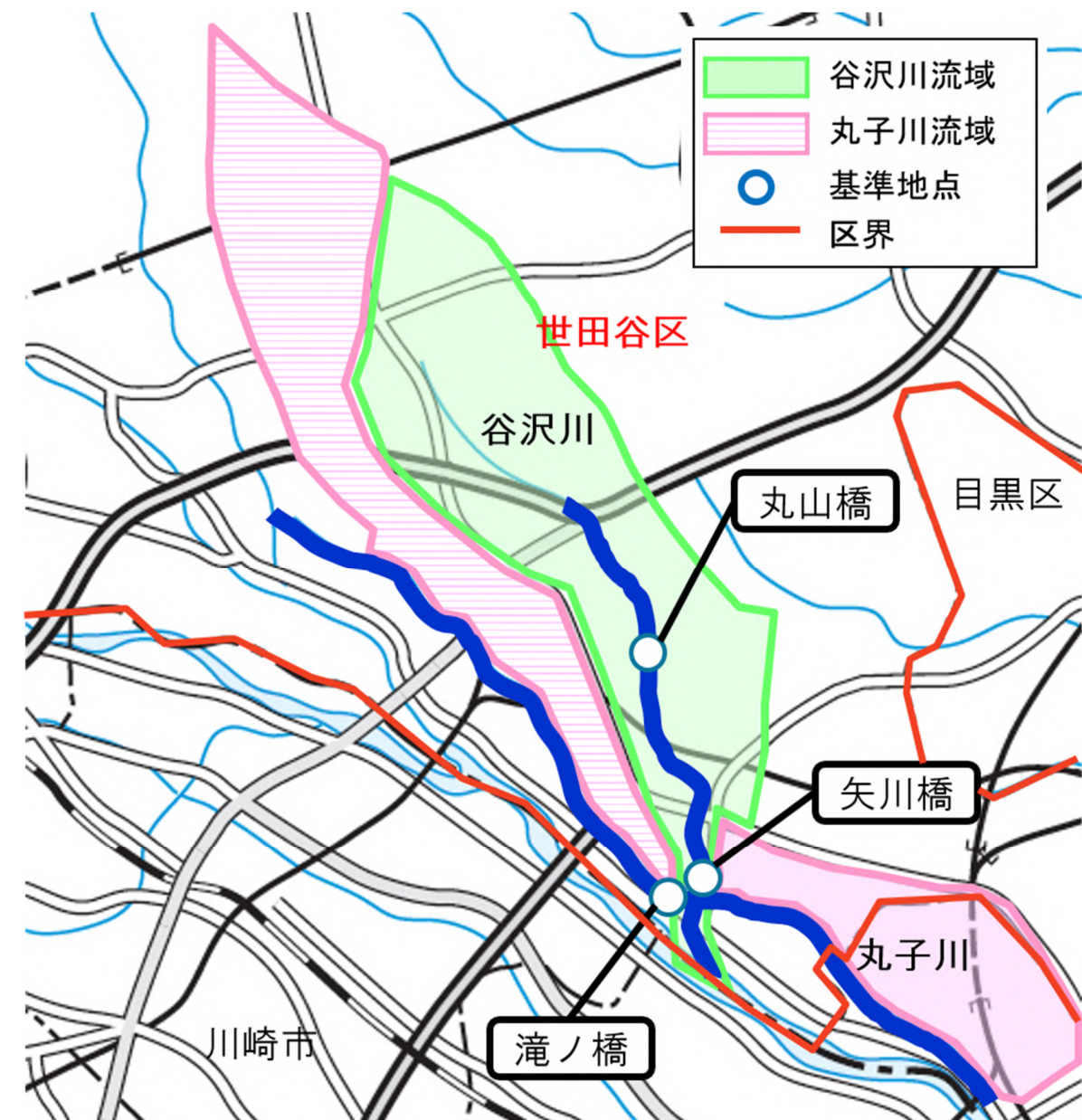
避難指示(緊急)は、緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令

避難勧告等対象地域：丸子川洪水浸水想定区域全域

### < 避難勧告等の解除の判断基準 >

区分	判断基準
解除	避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報(浸水害)の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。 また、越水・溢水が発生した場合の解除については、丸子川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。

谷沢川、丸子川基準地点位置図



**新規**

谷沢川

区分	判断基準
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	谷沢川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合
【警戒レベル4】 避難勧告	丸山橋基準点の水位が「氾濫危険水位」(洪水特別警戒水位)(31.06m)に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合 矢川橋基準点の水位が「氾濫危険水位」(洪水特別警戒水位)(12.76m)に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合
【警戒レベル4】 避難指示(緊急)	「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、各基準点の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合
【警戒レベル5】 災害発生情報	越水・溢水が発生した場合(把握できた場合)

谷沢川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。

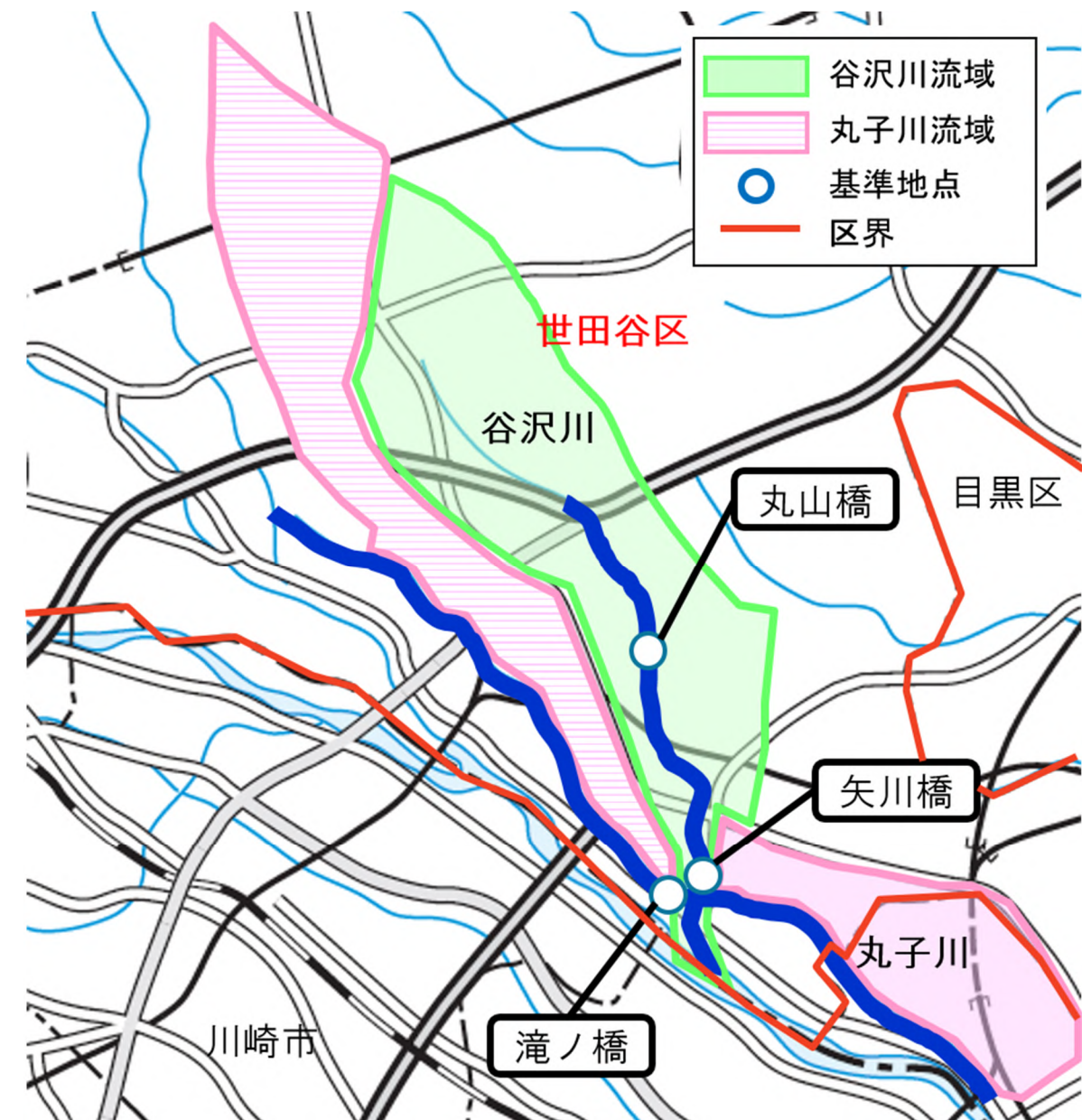
避難指示(緊急)は、緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令

避難勧告等対象地域：谷沢川洪水浸水想定区域全域

< 避難勧告等の解除の判断基準 >

区分	判断基準
解除	避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報(浸水害)の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。 また、越水・溢水が発生した場合の解除については、谷沢川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。

谷沢川、丸子川基準地点位置図



# 新規

## 呑川

区分	判断基準
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	呑川の洪水警報の危険度分布で「警戒」(赤)が出現し、急激な水位上昇のおそれがある場合
【警戒レベル4】 避難勧告	池上基準点の水位が「氾濫危険水位」(洪水特別警戒水位)(5.82m)に達し、「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表された場合
【警戒レベル4】 避難指示(緊急)	「氾濫危険情報」【警戒レベル4相当情報】が発表されている状態で、工大橋の水位が天端付近まで到達し、氾濫のおそれが高まっている場合
【警戒レベル5】 災害発生情報	越水・溢水が発生した場合(把握できた場合)

呑川水位周知河川指定区間は世田谷区内にはかからないが、呑川洪水浸水想定区域が世田谷区内にかかり、「氾濫危険情報」発表対象区となっているため、避難情報発令基準を定める。

呑川は水位の上昇が早く、突然の集中豪雨の場合などは上記のような段階を経ての避難情報発令が間に合わないことが考えられる。

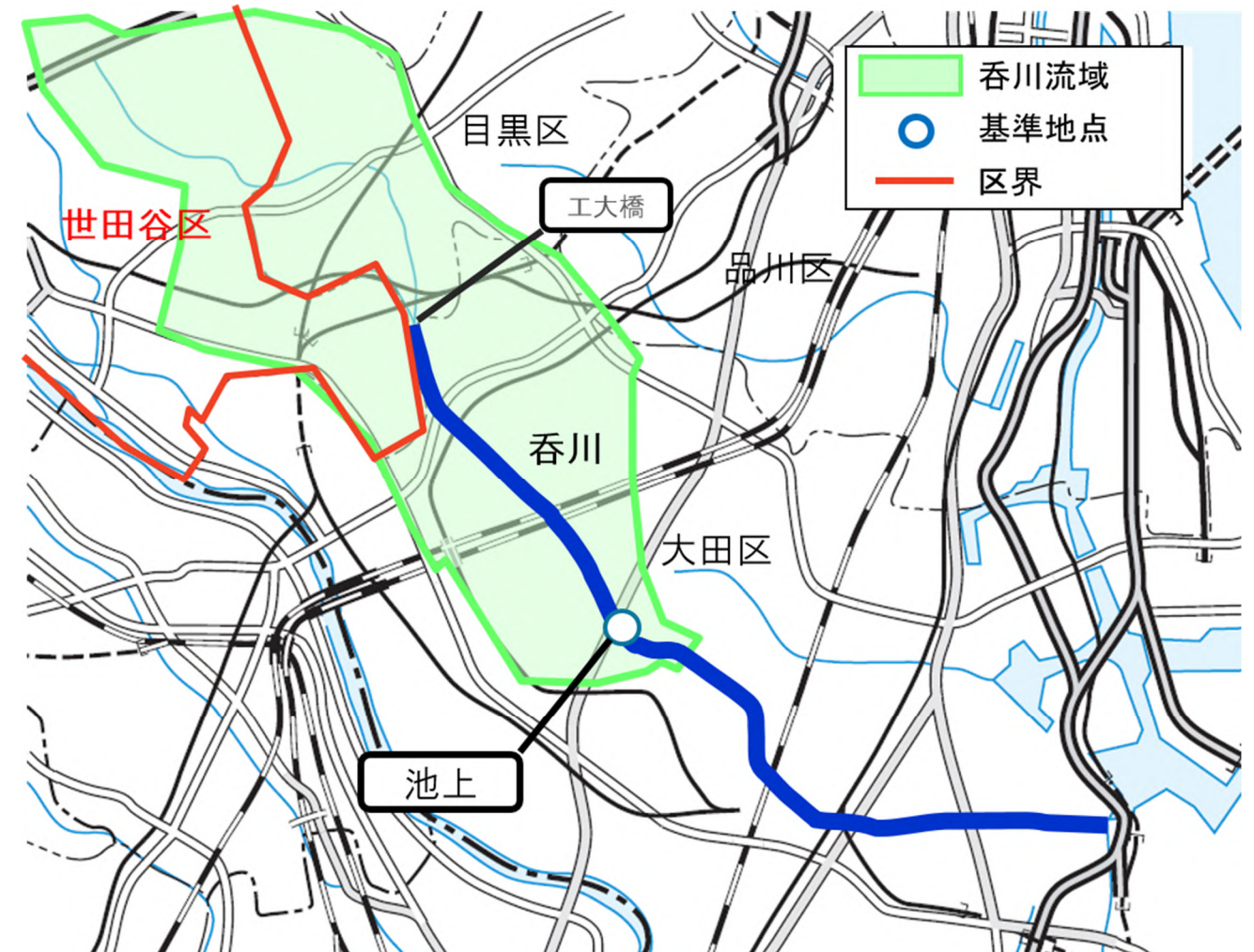
避難指示(緊急)は、緊急的に又は重ねて避難を促す場合に発令

避難勧告等対象地域：呑川洪水浸水想定区域全域

## < 避難勧告等の解除の判断基準 >

区分	判断基準
解除	避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の状態が解消され、かつ、基準点の水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、大雨警報(浸水害)の解除など降雨のおそれがない場合を基本として解除するものとする。 また、越水・溢水が発生した場合の解除については、呑川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。

呑川基準地点位置図



2 土砂災害による避難勧告等の判断基準

区分	判断基準
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	大雨警報(土砂災害)【警戒レベル3相当情報】が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」【警戒レベル3相当情報】し、都または気象庁から土砂災害警戒情報発表【警戒レベル4相当情報】の可能性が示唆された場合 大雨注意報【警戒レベル2】が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)【警戒レベル3相当情報】に切り替える可能性が言及されている場合
【警戒レベル4】 避難勧告	土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が発表された場合 土砂災害の前兆現象が確認された場合(例 斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラック発生)
【警戒レベル4】 避難指示(緊急)	土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」【警戒レベル4相当情報】した場合 土砂災害警戒情報【警戒レベル4相当情報】が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合 土砂災害の前兆現象(斜面の亀裂等)が確認された場合 避難勧告等による立退き避難が十分でなく、再度、立退き避難を住民に促す必要がある場合
【警戒レベル5】 災害発生情報	土砂災害が発生した場合

上記に関わらず、避難情報は今後の気象状況等を踏まえ総合的に判断して発令する。

避難勧告等対象地域：土砂災害(特別)警戒区域

< 避難勧告等の解除の判断基準 >

区分	判断基準
解除	避難勧告等の解除については、避難準備・高齢者等避難開始【警戒レベル3】の状態が解消された段階を基本とするが、土砂災害は雨が止んだ後であっても発生することがあるため、気象情報をもとに今後まとまった降雨が見込まれないことや現地の状況等を踏まえ、土砂災害の危険性について総合的に判断する。 また、土砂災害が発生した場合の解除については、都や専門家の意見等をもとにして総合的に判断を行う。